

食品製造事業者が活用できる支援（1／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援</p>	<p>【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】 コメ・コメ加工品の<u>海外市場開拓等の取組</u>を支援</p>	<p>支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>農産局農産政策部企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff. go. jp TEL：03-6738-6069</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>
<p>在庫が高水準な脱脂粉乳・バターの需要拡大を図るための取組を支援</p>	<p>【肥育牛経営改善等緊急対策のうち国産乳製品需要拡大緊急対策事業】 乳業者団体等が国産需要の拡大を図るため、<u>新たな業務用需要に対して脱脂粉乳・バターを活用する取組</u>を支援</p>	<p>支援対象：乳業者 補助率：1/2以内 事業実施主体：乳業者団体等</p>	<p>畜産局牛乳乳製品課 TEL：03-6744-2128</p> <p>もっと知りたい 実施要綱 実施要綱（別添）</p>
<p>新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援</p>	<p>【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（生産事業モデル支援タイプ）】 【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）】 生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得に取り組む事業者に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための<u>高性能な農業機械のリース導入・取得</u>や、<u>集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等の共同利用施設等の整備等</u>を支援</p>	<p>支援対象（事業実施主体）： ：農業者の組織する団体、民間事業者等 補助率：定額、1/2以内</p>	<p>農産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>もっと知りたい</p>


食品製造事業者が活用できる支援（2 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者等のための月次支援金】 2021年の4月以降に実施される<u>緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴い、</u> ①同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること ②同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることにより、 対象措置が実施された月の売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している中小法人・個人事業者等</p>	<p>中小法人等は上限20万円／月、 個人事業者等は上限10万円／月の額を支給</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>月次支援金事務局 TEL：0120-211-240 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む全日対応）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】 通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>≪補助対象経費の例≫ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンターTEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>



食品製造事業者が活用できる支援（3／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>補助上限：1,000万円 補助率 通常枠：中小 1/2、 小規模 2/3 低感染リスク型ビジネス枠：2/3</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日及び12/29～1/3を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>新たな販路を開拓するための支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】 小規模事業者等の販路開拓等のための取組みを支援。</p> <p>※ 感染症リスク型ビジネス枠の申請には、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>補助上限：50万円（創業事業者は100万円への引き上げ） 補助率 通常枠：2/3 低感染リスク型ビジネス枠：3/4</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>（通常枠） 全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6747-4602 （低感染リスク型ビジネス枠） TEL：03-6837-5929</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ リーフレット</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>補助額：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 補助率 通常枠：中小 1/2 低感染リスク型ビジネス枠：2/3</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

食品製造事業者が活用できる支援（4 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</p> <p>【支給対象となる事業主（特例措置）】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>※ 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象 （緊急雇用安定助成金）</p>	<p>＜助成率・補助上限＞</p> <table border="1" data-bbox="1050 299 1651 639"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年4月～3年4月</th> <th>令和3年5～11月(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>—</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 15,000円</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上段が助成率、下段が補助上限金額 ※ 括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※ 教育訓練をした場合 ▶中小企業 2,400円/日加算 ▶大企業 1,800円/日加算 ※ 5月以降については現時点での予定 (注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、 または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和2年4月～3年4月	令和3年5～11月(予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	特例(注)	—	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※ オンライン申請も可能 </p> <p>※ 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</p>
		令和2年4月～3年4月	令和3年5～11月(予定)																		
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円																		
	特例(注)	—	4/5(10/10) 15,000円																		
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円																		
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																		

食品製造事業者が活用できる支援（5 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>支給額：<u>休暇中に支払った賃金相当額</u> $\times 10/10$</p> <p>〔 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり 助成額上限：13,500円〕</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※一定の要件あり ※申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>〔 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり：6,750円（定額）〕</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター</p> <p></p> <p>TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p>